

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 1 9 日

各高齢者施設等管理者 殿

神栖市長寿介護課

新型コロナウイルス感染症対応のお願いについて

日頃から、当市の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

茨城県を含む39県において緊急事態宣言が解除されましたが、再び感染を拡大させないため、引き続き、新規感染者を発生させない取組の維持に努められるとともに、特にクラスターの発生が懸念される社会福祉施設等においては、施設内感染の徹底防止の観点から、改めて下記に留意いただきますよう、茨城県より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

記

【職員について】

- 職員の皆様には、引き続き、感染源とならないよう「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、県境をまたぐ移動、特に、緊急事態宣言の都道府県（東京都・千葉県・埼玉県等）への不要不急の外出等については厳に自粛をお願いします。
- 日々の体調を把握して発熱等の症状が認められる場合は、出勤しないようお願いいたします。また、すぐに協力医療機関等に相談し、医療機関を受診するようお願いいたします。

【利用者等について】

- 利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策の実施をお願いします。
- 家族等による面会については、緊急やむを得ない場合を除き制限をお願いします。
- 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つようお願いします。